

介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化

介護保険の1号保険料について、給付費の5割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得の高齢者の保険料の軽減を強化

①平成27年4月(所要額:221億円)

第一弾として、市町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者を対象(65歳以上の約2割)

②平成29年4月(所要見込額:約1,400億円)

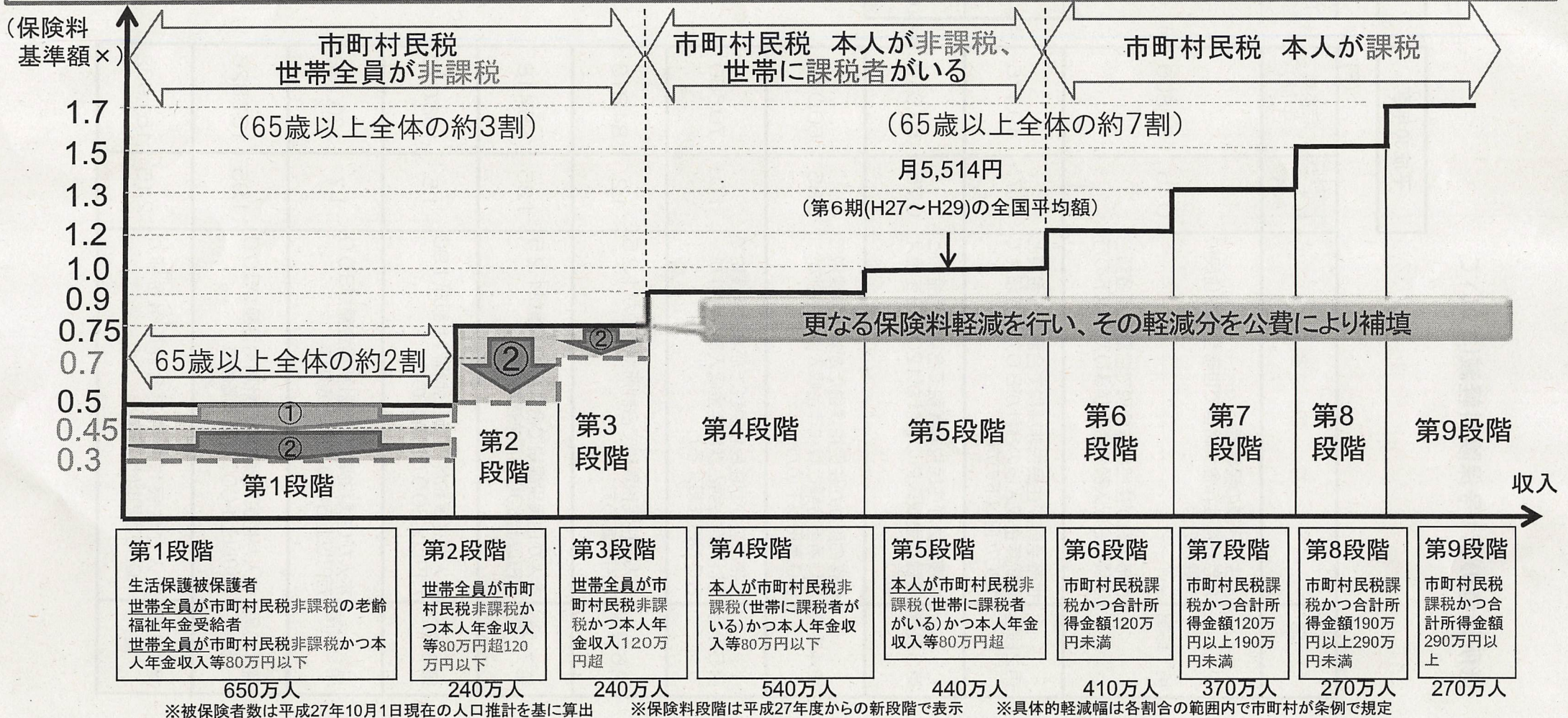
消費税10%引上げ時に、市町村民税非課税世帯全体を対象として完全実施(65歳以上の約3割)

	保険料基準額に対する割合
第1段階	現行 0.5 → 0.45

	保険料基準額に対する割合
第1段階	0.45 → 0.3
第2段階	現行 0.75 [*] → 0.5
第3段階	現行 0.75 → 0.7

※公費負担割合
国1/2、都道府県1/4
市町村1/4

※本市 0.7



低所得者の第1号保険料軽減について

				平成30年度			令和元年度			令和2年度	
				(円)				(円)		(円)	
段階	対象者	基準額に対する割合	保険料(年額)		基準額に対する割合	保険料(年額)		基準額に対する割合	保険料(年額)		
第1段階	①生活保護の受給者 ②老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	0.45	31,806	⇒	0.375	26,505	⇒	0.3	21,204		
	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方										
第2段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.7	49,476	⇒	0.6	42,408	⇒	0.5	35,340		
第3段階	世帯全員が住民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.75	53,010	⇒	0.725	51,243	⇒	0.7	49,476		
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが本人非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.85	60,078								
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが本人非課税で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.0	70,680								
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円未満の方	1.2	84,816								
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.35	95,418								
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が190万円以上300万円未満の方	1.5	106,020								
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が300万円以上500万円未満の方	1.7	120,156								
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の方	1.95	137,826								
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が1,000万円以上の方	2.15	151,962								